

釧路市役所庁舎における広告事業広告掲載等基準

(趣旨)

第1条 この基準は、釧路市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、釧路市役所庁舎における広告等を活用した事業において事業実施者が掲載する広告のデザイン、文案等に関する基準を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 実施要綱第3条第1項別表に掲げる広告事業の対象としない広告の基準各号の主な内容は、次のとおりとする。

(1) 意見広告の場合

社会問題についての主義主張を行っているもの又はそのおそれのあるもの

(2) 名刺広告の場合

個人又は法人の名刺広告

(3) 政党・政治団体の広告及び選挙関連の広告の場合

政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(4) 美観風致を損なうおそれのある広告の場合

デザイン等が著しく違和感のあるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの

(5) 法令等に違反する広告及びそのおそれのある広告の場合

ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(6) 公序良俗に反する広告及びそのおそれのある広告の場合

ア とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの

イ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(7) 人権侵害となる広告及びそのおそれのある広告の場合

ア 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

イ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(8) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認める広告の場合

ア 品位を損なう表現のもの

イ 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの

ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

エ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの

オ 占い、運勢判断などに関するもの

カ 通貨及び郵便切手の複写の使用

キ 謝罪、釈明などのもの

ク 尋ね人、養子縁組などのもの

ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

コ たばこに係るもの

サ 興信所、探偵事務所などのもの

シ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は再生の手続中の事業者に関するもの

ス インターネット異性紹介事業を利用して、児童を誘引する行為の規

制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

セ 建設工事等参加者指名停止基準又は競争入札参加資格の排除及び資格の消滅並びに指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている者に関するもの

ソ 違法又は不適当な行為により営業停止、その他の不利益処分を受けている者に関するもの

タ 懸賞広告及びクーポン付き広告

チ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの

ツ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

テ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

ト 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

ナ 他人名義の広告

ニ 人材募集広告

ヌ その他社会的に不適切なもの

（広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準）

第3条 掲載する広告の表示内容については、次のことに留意するものとする。

(1) 語学教室等

一カ月で確実にマスターできる等の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

(2) 学習塾・予備校等（専門学校を含む）

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。なお、この実績は確実な資料に基づかなければならない。

(3) 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません」という主旨を明確に表示すること

(4) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表現はしない。

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院、診療所、助産所

医療法（昭和23年法律第205号）及び獣医療法（平成4年法律第46号）の規定の範囲内で表示すること

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）の広告掲載はできない。

(7) 前2号に定めるもののほか、法令により広告の制限を受けている業種等については、その規定の範囲内で表示すること

(8) 医薬品等は、薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から68条の規定の範囲内で掲載する。なお、次のような表示は掲載できない。

ア 最大級及びそれに類する表示をしない。

イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(9) 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、以下のような表示は掲載できない。

医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示

(10) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

(11) 弁護士、税理士、公認会計士の掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、以下のような表示をしない。

ア 顧問先、または依頼者名（同意書がある場合を除く）

イ 誇大または過度な期待を抱かせるもの

(12) 旅行業

広告主の旅行業者又は旅行業者代理業は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員に限る（登録番号を明記）

(13) 通信販売業

ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、本市が妥当と判断したものに限り掲載する。

イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項を掲載しなければならない。

(14) 雑誌、週刊誌等について、以下のものは掲載してはならない。

ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの

イ 虚偽、又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載した
もの

ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲
載したもの

エ 有害図書と認められるもの

(15) 映画・興行等

ア 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のもの
は掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しな
い。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(16) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄
物を処理できる旨の表示はできない。

(17) 結婚相談所・交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を
明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(18) 労働組合等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(19) 募金

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのこと

を明記する。

(20) 質屋、チケット等再販売業

- ア 個々の相場、金額等は表示しない。
- イ 有利さは誤認させるような表示はしない。

(21) トランクルーム及び貸し収納業者

- ア 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。その旨を表示すること
- イ 「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等の主旨を明確に表示すること

(22) その他、表示について注意を要するもの

- ア 割引価格の表示については、「メーカー希望価格の10%引き」など根拠を明確に表示すること
- イ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること
- ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に、電話番号は固定電話とし、携帯電話のみの表示は不可とする。
- エ アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはいけない。
- オ 無料で参加・体験できるもので、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること

（動画広告の放映内容に関する個別基準）

第4条 動画広告として放映する内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法（いわゆるサブリミナル的表現手法）のもの
- (2) 映像や光の点滅が、1秒間に3回を超えるもの
- (3) コントラストの強い画面の反転及び画面の輝度変化が20パーセント

を超える、急激な場面転換が1秒間に3回を超えるもの

(4) 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めるもの

(5) その他映像手法などにより視聴者の身体への影響が懸念されると市が合理的な理由により判断したもの

（掲載基準の適用）

第5条 前3条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除などを行うことにより、広告を掲載することができるものと認められる場合は、広告事業者に修正、削除などを求めることができる。

附 則

この基準は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月22日から施行する。